

委託契約書（案）

委託業務名 令和5年度地域まるごと脱炭素計画策定支援業務

委託料の額 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円)

契約保証金 金_____円

委託の期間 着手 契約日
履行期限 令和6年3月8日

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者_____を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了するものとする。

2 前項の仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の実施に必要な事項であり、かつ、軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項及び第3項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。

3 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

4 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

(委託処理状況の報告等)

第3条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、必要と認めるときは委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(乙の請求による履行期限の延長等)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により期限内に委託業務を完了する見込がないときは、乙

は、その事由を付した書面をもって、甲の履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、甲が期限後相当の期限内に委託業務が完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の遅延利息を徴収することを条件として当該期限を延長することができる。

（損害負担）

第6条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に掲げる提出書類を、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の書類を受理したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 前号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって、契約の目的を達することができないと甲が認める場合。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は甲に対し委託料の額の10分の1に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(談合による損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（補則）

第14条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（契約に係る紛争の解決方法）

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証として、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各1通保有する。

令和5年 月 日

甲 委託者 住 所 福島県福島市杉妻町2-16
氏 名 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 受託者 住 所
氏 名
代表者